

「おいしい信州ふーど」ネット広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「おいしい信州ふーど」ネットの掲載広告について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネット 長野県(以下「県」という。)が管理する「おいしい信州ふーど」ネットをいう。
- (2) 広告主 ネットに広告の掲載を希望する者をいう。
- (3) 広告代理店 ネットに掲載する広告について、県と広告主を仲介する者をいう。
- (4) 広告 文字及び画像で表示された情報で、広告文及び広告主名並びに広告主の指定するページにリンクする機能を有するものをいう。
- (5) 広告等 広告又は広告主の指定するリンク先のページをいう。

(広告の位置等)

第3条 広告の位置及び数は、別表1に定める。

(広告の販売及び掲載)

第4条 広告の掲載枠は、すべてを一括して一つの広告代理店に販売する。

2 広告の掲載期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。

(掲載料)

第5条 広告の掲載料は、県が指定する期日までに一括して徴収する。

2 徴収した掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告代理店の責めに帰すべき事由がなく県が掲載すべき広告を掲載せずに配信したとき、又は掲載料を還付する特別の事由があると県が認めるときは、この限りでない。

3 次の各号に定める事由により県がネットの運営を一時停止する場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき
- (2) その他公益上やむを得ないとき

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告主は、広告代理店に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告の種類等)

第7条 掲載する広告の種類及び規格は、別表2に定める。

(広告主の基準)

第8条 次の各号に掲げる者の広告は、掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 長野県から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月22日付け22管第285号)に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続中の者、破産手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、ネット上に広告を掲載することが適当でない者として別表3に定めるもの

(広告等の基準)

第9条 広告等の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 事実と異なるもの

- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - (8) 広告等の内容が不明確であるもの
 - (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
 - (10) 個人の氏名を広告するもの
 - (11) 不当な比較広告
 - (12) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
 - (13) 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
 - (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
 - (15) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、ネットに掲載することが適当でない広告等の内容として別表4に定めるもの
- 2 前項に規定する場合のほか、広告から直接リンクするホームページの内容が、ネットから直接リンクすることが適当でないものとして別表5に定めるものに該当する場合は、当該広告は広告枠に掲載しない。

(地域性の考慮)

第10条 広告代理店は、ネットの性格を考慮し、長野県に関連した広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第11条 広告の原稿は、広告代理店が作成するものとする。
- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告代理店が負担するものとする。
 - 3 広告代理店は、広告の原稿を県が指定した日時、場所に提出しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

- 第12条 前条第3項の規定により広告の原稿が提出されたときは、県は、当該原稿に係る広告主及び広告等を審査し、広告主及び広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。
- 2 前項の審査の結果、広告内容が第7条及び第9条に規定する基準等を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、県は広告代理店に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。
 - 3 前項の指示があったときは、広告代理店は、県が指定する日までに広告内容の補正をしなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、広告代理店は、県が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。
 - 4 前項の規定による補正後の広告内容の審査については、第1項の規定を準用する。

(県の責務)

- 第13条 県は、ネットのアクセス数向上及び維持に努める。
- 2 県は、ネットアクセス数について、月1回、広告代理店に開示する。

(広告代理店の責務)

- 第14条 広告代理店は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告代理店は、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 広告代理店は、広告主の指定するリンク先のホームページの事故その他の広告の掲載に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。
 - 4 広告に関する問い合わせは、広告代理店が受けることとし、広告代理店の連絡先等を記載したページへのリンクをネットに掲載することとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、県が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

(別表1)第3条関係(広告の位置等)

媒体	形式	位置	備考
ネット	画像(バナー) 180×60px	下段6枠	連結も可とします

(別表2)第7条関係(広告の種類等)

■画像(バナー)広告

番号	項目	内容
1	大きさ	別表1のとおり
2	形式	GIF、PNG、JPEG
3	データ容量	50KB以下
4	代替文字属性	「広告:広告主名 広告(10文字以内)」とする。
5	禁止表現	(1) 点滅、アニメーション、切り替わりなどの動きが過度にあるもの。 (2) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与える恐れがある表示(「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど) (3) 実際には機能しない表示(入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど) (4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがある表示(「長野県〇〇情報」等の表示、長野県章の画像の使用など) (5) その他広告の表示として適当でないと県が認めるもの
6	その他	文字、イラスト等の解像度は適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する 文字色と背景色のコントラストは十分に取、文字が読みやすくなるよう配慮する

(別表3)第8条関係(広告主としない者)

(1)	特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売業又は第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
(2)	主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、力に掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第30条に規定する法人の会員であるものを除く。
ア	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第20項に規定するデリバティブ取引を行うもの
イ	金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第2条第1項第14号に掲げる有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第1号及び第5号に掲げるものに限る。)について同法第28条第2項各号に掲げる行為を行うもの
ウ	金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第4項に規定する投資運用業のうち主として同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第5号及び第6号に掲げるものに限る。)について同法第28条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる行為を行うもの
エ	質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第1項に規定する質屋営業
オ	商品取引所法(昭和25年法律第239号)第2条第12項に規定する商品取引債務引受業
カ	特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売、同条第2項に規定する通信販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売
キ	業として行う海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和57年法律第65号)第2条第4項に規定する海外商品市場における先物取引の受託等
ク	貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業
ケ	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第2条第3項に規定する商品投資顧問業
コ	探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第2条第2項に規定する探偵業
(3)	法律に定めのない医療類似行為等を実施又は推奨する者
(4)	社会的な問題を起こしている者
(5)	過去にネットの広告主として決定されながら、掲載料の納入を適切に行わなかった者

(別表4)第9条第1項関係(掲載対象としない広告)

(1)	県が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの
(2)	県の品位を損なうもの
(3)	世論が大きく分かれている事項に関するもの
(4)	国際関係を悪化させるおそれがあるもの
(5)	詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるものに関するもの
(6)	著しく射幸心をあおるもの
(7)	非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
(8)	暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
(9)	銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
(10)	人の行方の捜索に関するもの
(11)	結婚相談又は養子縁組に関するもの
(12)	通貨又は郵便切手を複写して使用しているもの
(13)	割賦販売法(昭和36年法律第159号)第11条に規定する前払式割賦販売その他これに類するものに関するもの(経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。)
(14)	特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売取引若しくは同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの
(15)	郵便私書箱、転送サービスなどに関するもの
(16)	その他、ネットへの広告掲載として不適当であると県がみなすもの

(別表5)第9条第2項関係(掲載対象としない広告のリンク先ホームページ)

(1)	別表3の(2)のAからCまでに掲げる営業等(特定商取引に関する法律第30条に規定する法人の会員である者が業として営む同法第2条第2項に規定する通信販売を除く。)に関するもの
-----	--

※広告掲載イメージ

■画像広告(バナー)

